

令和
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第五号)
七 年

(令和七年十二月十五日(月曜日))

議事日程(第六号)

令和七年十二月十五日(月曜日) 午前十時開議

- 第一 議第五十号 五條市債権管理条例の制定について
- 第二 議第五十一号 五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第三 議第五十二号 五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正について
- 第四 議第五十三号 五條市行政組織条例の一部改正について
- 第五 議第五十四号 五條市立認定こども園設置条例の一部改正について
- 第六 議第五十五号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について
- 第七 議第五十六号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第八 議第五十七号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第九 議第五十八号 五條市大塔総合案内センター条例の一部改正について
- 第十 議第五十九号 五條市大塔山村体験実習センター条例の廃止について
- 第十一 議第六十号 五條市大塔郷土館条例の廃止について
- 第十二 議第六十一号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第十三 議第六十二号 財産の取得について
- 第十四 議第六十三号 令和七年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について
- 第十五 議第六十四号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（十一名）

欠席議員

説明のための出席者

市長
副市長
教育長

平 福 井

岡 塚 上

清 勝 惠

司 彦 充

六番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	五番	四番	三番	二番	一番
谷	藤	吉	山	福	窪	吉	秋	仲	中	小	田
										笠	
	富	田	口	塚		田	本	山	本	原	中
勝	美	雅	耕		佳		直		賢	由	隆
啓	恵										
	子	範	司	実	秀	正	嗣	嘉	二	子	史

事務局職員出席者

技監	原 彰
市長公室長	池 田 晶
総務部長	戸 野 哲
危機管理監	辻 佳 孝
すこやか市民部長	亀 田 和 章
あんしん福祉部長	馬 場 由 美
産業環境部長	横 谷 隆 仁
都市整備部長	栗 林 利 光
教育部長	安 満 義 尚
西吉野支所長	小 田 光 章
大塔支所長	泉 井 伸 之
会計管理者	榮 林 淳 子
財政課長	窪 田 真 也
事務局長	久 保 雅 彦
事務局次長	川 西 孝 章
事務局総務係長	神 農 典 子
事務局係員	番 匠 悠 輝
速記者	福 本 光 希

午前十時開議

○議長（窪 佳秀）ただいまから、十二日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

谷 勝啓議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであり、配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）これより、日程に入ります。

○議長（窪 佳秀）日程第一、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十号 五條市債権管理条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

〔総務部長 戸野 哲登壇〕

○総務部長（戸野 哲）失礼します。

ただいま上程いただきました議第五十号 五條市債権管理条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は五條市が有する債権管理の適正化及び効率化を図り、公正かつ円滑な行財政運営を行うための措置等に関し、必要な事項を定めるため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

議案書の二ページを御覧願います。

第一条では、この条例の目的について定めております。

第二条では、定義について定めております。

第三条では、他の法令等の関係について定めております。

第四条では、市長の責務について定めております。

第五条では、台帳の整備について定めております。

議案書三ページを御覧願います。

第六条では、督促について定めております。

第七条では、滞納処分等について定めております。

第八条では、強制執行等について定めております。

第九条では、債権の放棄について定めております。

議案書五ページを御覧願います。

第十条では、規則への委任について定めております。

附則につきましては、施行期日を令和八年一月一日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十一号 五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）ただいま上程されました議第五十一号 五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書六ページを御覧願います。

本案は、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定に基づき、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

を制定するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、制定内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページから八ページまでを御覧いただきたいと存じます。

まず、制定条例の本則でございますが、第一条では五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする趣旨に關して定めております。

次に第二条では、本条例で使用する用語について定めております。

次に第三条では、設備及び運営に関する基準について定めております。

次に第四条では、設備及び運営の向上に係る勧告について定めております。

次に第五条では、暴力団の排除について定めております。

次に第六条では、本条例の施行に關して必要な事項を市長が別に定めるものとしております。

本則は以上でございます。

附則につきましては、施行期日を令和八年四月一日とし、経過措置を定めております。

以上で、議第五十一号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これ、利用料はお幾らですか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）現在、利用料については定まっていなくてございます。現在、国等の通知を待っている状態ですので、今後、額については検討してまいりたい、決定してまいりたいと思っておりますので、今後、額

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）これはどこが徴収するんですか、その利用料というのは。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十一番、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

市のほうが徴収する予定でございます。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）この事業所とあるのは、市直営でやるさかいに、そういうことでよろしいんですかね、事業所ということで。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

この事業につきましては、現状では、みらいこども園のみで実施する予定を考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）ほかにございませんか。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第三、議第五十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十二号 五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。泉井大塔支所長。

〔大塔支所長 泉井伸之登壇〕

○大塔支所長（泉井伸之）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十二号 五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市大塔ふれあい交流館条例の全部改正について、休館中の五條市大塔ふれあい交流館を再開させるに当たり、再開後の施設の使用用途

に適した条例に整備するため、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、第一条では、設置目的について定めております。

第二条では、設置所在の位置を明記しております。

第三条では、業務について定めております。

第四条では、開館時間について定めております。

第五条では、休館日について定めております。

第六条では、利用許可について定めております。

第七条では、利用許可の制限について定めております。

第八条では、利用許可の取消し等について定めております。

第九条では、使用料について定めております。

第十条では、損害賠償等について定めております。

第十一条では、条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとしております。

本則については以上でございます。

続きまして、附則については、施行期日を定めており、公布の日から施行することとしております。

なお、別表におきまして、施設の使用料等について定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）休館日ですけれども、以前でしたら水曜日、そして十二月二十九日から翌年の一月一日までとなつとんやけれども、この改正後は土日祝日で、十二月二十九日から翌年の一月三日まで。お正月で休むのは結構やと思うんですけど、この土日祝日を休むというのはど

ういう意味なのか、ちよつとお尋ねしたいと思います。

○議長（窪 佳秀）泉井大塔支所長。

○大塔支所長（泉井伸之）吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、施設の使用用途というのを行政財産のほうに変更し、一般事務所等の使い方ということにはさせていただいております。ただ、ここにも明記してまずように、内容について変更することは一応可能という形では運用させていただくというふうには思っておりますので、申請内容に応じては開館することもありますというふうに定めております。

規則のほうでもうたうように作っております。

建前上、一応そういうふうには、建前上じゃないです、休館日のほうは一旦定めておいて、利用内容によって柔軟に対応させていただく予定になっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）やはり、使用料についてということ関係するんやけど、これ、喫茶店とか、やっぱり開いていく予定はしてますんやね。

○議長（窪 佳秀）泉井大塔支所長。

○大塔支所長（泉井伸之）吉田議員の御質問にお答えします。

喫茶店の再開については、現在、まだ決まっております。今後、再開に向けて調整してまいりたいというふうには思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）この、やっぱり祝日と使用料等って部分があるんで、そこら、もう少しきちっと、喫茶店をするんであればするというふうな、やはり、ただ単に開けるんじゃないに、やはり喫茶店とかレストランまではいくんか、いかんのか分からんけれども、その辺りも今後の検討課題にさせていただきたいと思っておりますけれども、その辺りは条例の範囲内でいけますか。

○議長（窪 佳秀）泉井大塔支所長。

○大塔支所長（泉井伸之）この十一條で、条例の施行に関し必要な事項というところで、規則で定めるとしてありますので、そちらのほうに十分盛り込みたいというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十三号 五條市行政組織条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）ただいま上程されました議第五十三号 五條市行政組織条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十三ページを御覧願います。

本案は、より効果的で機能的な業務体制を確立するための機構改革を行うため、地方自治法第百五十八条第一項の規定に基づき、市長の権限に属する組織及びその分掌する事務について、所要の改正を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正する内容につきまして御説明申し上げます。

議案書十四ページから十五ページまでを御覧願います。

まず、改正条例の本則でございます。

第二条の市長公室においては、分掌事務に公共交通に関するものを新たに追加するものでございます。

次に、総務部でございますが、条例、その他文書に関するものを市長公室から移管するとともに、施設の建築及び営繕に関するものを都市整備部から移管するものでございます。

そのほか、市長公室、総務部、産業環境部、都市整備部の分掌事務について、機構順に整備を行うとともに、関係法令の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、実務に即した規則を整備するものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を令和八年四月一日と定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）以前いただいた旧の産業環境部の柿振興室柿振興係とあるんですけども、やはり五條市は柿の産業というのが大変重要ではないかなと思うんですけども、これ、今回の産業環境部農林政策課、産業観光課においても、柿振興係というのはないんやけれども、どういうことですか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）十一番、吉田雅範議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の機構改革では、柿振興室を産業観光課産業振興係に統合してございます。これは柿の振興を縮小するものでなく、むしろ農産物全体の魅力発信と観光施策を結びつけ、柿のブランド力をさらに高めることを目的といたしてございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）それは大変ありがたいことなんですけれども、やはりこの柿という言葉が消してしまえば、やはり周りから見ても、五條市に今まであったのに、消えとるやないかというお話になれへんのかなと思うんですけども、この部分で産業観光課っていうのはこの中に入るといってお話ですけども、やはりその中で、柿振興係というのを作ってもらわれへんのかなと思うんです、兼務でも結構ですよってに。そういうやっぱり文字を消してしまうと、ちよつと五條市としたら寂しいんと思うんですけども、その辺り、どうですか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

柿は本市を代表する特産品であり、今後も重点的にPR振興を行う方針に変わりなく、柿を核とした事業を引き続き展開してまいります。柿を市のブランド戦略の中心に位置付け、観光戦略と一体的に進めることにより、地域経済の活性化につなげてまいります。ただ、柿という文字を消すというわけではございません。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）やはり、私、言うとなのはね、柿という文字をなくなつとるんで、その辺りを今まで一生懸命やってきてくれて柿振興室のほう。それでまた市長もトップセールスで総理にも会い、農林水産大臣にも出会い、そこまでやつとんのに、やっぱりその文字が消えるというのは、私、ちよつと寂しいという気持ちがあるんです。だから、質問させていただくとるんやけれども、その辺り、どつか、その柿と
いう言葉を入れてもらうわけにはいきませんか。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

柿という名称は残させていただく方針でございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そしたら、きちつと柿という言葉をここへみて、機構改革のところで残していただけるわけですね。もう一度、念つとき
ます。

○議長（窪 佳秀）池嶋市長公室長。

○市長公室長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

柿という文字は残させていただきます。

以上でございます。

議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十四号 五條市立認定こども園設置条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚） ただいま上程されました議第五十四号 五條市立認定こども園設置条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の議案書十六ページを御覧願います。

改正の理由につきましては、公立認定こども園三園のうち、ゆめこども園及びきぼうこども園の二園が令和八年四月一日から公私連携幼児連携型認定こども園へ移行することに伴い、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正する内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書十七ページを御覧願います。

まず、改正条例の本則でございしますが、第三条の表を改めることとし、公私連携幼児連携型認定こども園への移行に伴い、五條市立ゆめこども園及び五條市立きぼうこども園の名称及び位置の規定を同表から削るものでございます。

本則は、以上でございます。

次に、附則につきましては、改正後の本条例の施行期日について定めており、令和八年四月一日から施行することとしております。

以上で、議第五十四号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり） 十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範） これは大変ありがたいというか、いいことだと思っておりますけれども、この公私の給料の差つていうのは幾らあるんですか。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 十一番、吉田議員の御質問にお答えいたします。

具体的な額については様々な給与表に定めるものでありまして、年齢によりも違いますので、具体的な額はちよつとここで述べることはできません。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）公の場合でしたら、きちつと分かっておると思うんですけども、私立の場合は以前、一般質問もさしてもうたときに、市から二万円をお渡ししとると。せやけれども、まだ差あるということでしたんやけれども、これ、今後、公私連携でやっていくのに、その、私立の意見もあるうと思えますけれども、本市としたらこれをどういうふうに埋めていくのか、それとも較差のまま置いておくのか、お尋ねしたいと思えます。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）御答弁申し上げます。

給料につきましては、以前、処遇改善手当の支給などにより対応しているところでございますが、民間は民間の給料表で対応しているというところで、どこまで是正できるかということは、今現在、どこまでできるかということは、民間と公立のそれぞれの考えの中で、これから進めていくことになります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）やはり同じ職場で同じように働いて差があるというのは、やっぱりちよつとおかしいと思うんで、そのあたりも私立のほうに働きかけていただいて、そして、今後その差がないようにだけやっていただきたいと思うんですけども、その辺り、もう一度働きかけていただけますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）お答え申し上げます。

検討を行い、その辺を含めて進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁いたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史）ゆめこども園ときぼうこども園が公私連携ということですけど、みらいこども園が公立のままっていう、何か理由が、特別な理由があるのでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 一番、田中議員の御質問にお答えいたします。

公立にみらいこども園を残す理由につきましても、児童によっても様々な方もおられます。生活様式も様々なにあり、公立としてのノウハウといえますか、対応していかねばならないという部分もごございます。そういう意味で一園、みらいこども園を残したというところがございます。

以上、答弁いたします。（「一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 一番、田中隆史議員。

○一番（田中隆史） 今後、そしたら、みらいこども園も公私連携になる可能性はあるのかどうか、お願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） お答え申し上げます。

現段階では公立のままに進めるということになっております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀） 次に、日程第六、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第五十五号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚） ただいま上程されました議第五十五号、五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の、議案書十八ページを御覧願います。

本案は、公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第九

十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容といたしまして、議案書の十九ページを御覧願います。

まず、改正条例の本則でございますが、第一条中「及び病後児保育事業」を削り「並びに」を「及び」に改めるものでございます。

次に、第二条第二項中「次の各号に定める事業とする」を「園児で、法第十九条第一号に該当するものに対し、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）第九条第二項第二号の規定に基づき、こども園で定める教育時間を超えて実施する保育をいう」に改め、同項各号を削り、同条第三項を削るものでございます。

次に、第三条中「別表第一」を「別表」に改めるものでございます。

次に、第四条中「別表第二に定める」を「幼児一人につき月額四百円」に改め、第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とするものです。

次に、別表第二を削り、別表第一を別表とするものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について令和八年四月一日から施行することを定めております。

以上で、議第五十五号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）分かるようで分かれへんので、もう少しかみ砕いて教えていただきたいんですけども、このきぼうこども園で実施している一般型一時預かり事業及び病後児保育事業に係る規定を削るとあるんやけれども、改正後はそのきぼうこども園で幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業、延長保育事業、病後児保育事業というのが出てくるんやけど、その違いというのはどういう違いがあるんですか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十一番、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

現在行っている預かり事業につきまして、民間に委託となりましても、内容等は変わりません。民間が行うこととなりますので、その整理を条例で行ったというところがございます。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第七、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十六号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）ただいま上程されました議第五十六号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の、議案書二十ページを御覧願います。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年四月三十日内閣府令第三十九号）が改正されたことによる規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

改正の内容といたしまして、議案書二十一ページから二十二ページまでを御覧願います。

まず改正条例の本則でございますが、「目次」と「第一章 総則」の文言を削り、第二条及び第三条を次のように改めます。

第二条ではこの条例において使用する用語について、定義しております。

第三条では、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定めております。

次に、「第二章」及び「第三章」を削っております。

次に「第四章 雑則」の文言を削り同章に含まれている第五十三条を削り、第五十四条を第四条とし、第五十五条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「運営基準等」に改め、同条を第五条とするものとございます。

次に附則を改め、附則第二条では、基準省令の一部改正に伴う、第三条の規定の適用に関する経過措置等について、定めております。それに併せ、附則第三条から第四条を削り、規定の整備を行うものです。

本則は以上でございます。

続きまして、改正条例の附則につきまして、施行期日を定め公布の日から施行することとしております。

以上で、議第五十六号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十七号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。安満教育部長。

〔教育部長 安満義尚登壇〕

○教育部長（安満義尚）ただいま上程されました議第五十七号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

お手元の、議案書二十三ページを御覧願います。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省第六十三号）の一部が改正されたことによる規定の整備を行うもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

改正の内容といたしまして、恐れ入りますが、議案書の二十四ページから二十五ページまでを御覧願います。

まず改正条例の本則でございます。

第二条から第四条までを次のように改めます。

第二条では、この条例において使用する用語について定義しています。

第三条及び第四条では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定めております。

次に、「第五条」から「第二十一条」までを削り、第二十二条第二項中「放課後児童健全育成事業者の職員」を「放課後児童健全育成事業に従事する職員」に改め、同条を第五条とすることとしております。

次に、第二十三条中「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を「最低基準」に改め、同条を第六条としております。

次に、附則第二項の見出しを削り、同項中「間、」の次に「基準省令」を加え、同項を附則第三項として、附則第一項の次に「経過措置」の見出し及び附則第二項として基準省令の一部改正に伴う、第三条の規定の適用に関する経過措置等について、加えております。

本則は以上でございます。

続きまして、改正条例の附則につきまして、施行期日を定め公布の日から施行することとしております。

以上で、議第五十七号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）保育士と地域限定保育士の違いについて教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）十一番、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

一般保育士は今現状の保育士ということで、地域限定保育士につきましては、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等の実施する地域限定保育士試験に合格した方になります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）そしたら、地域限定保育士っていうのは、ただその地域限定保育士試験に合格したということやろうと思うんですけども、それと普通のその一般の保育士との違いというのを、もう一度教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）違いの、大きな違いにつきましては、地域限定保育士の場合、奈良県内のみの保育施設で勤務するという条件がございます。

何年かたてば一般保育士にも変更がなるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）二番、小笠原由子議員。

○二番（小笠原由子）同じく、その地域限定保育士に関してなんですけれども、試験に受験する要件があるかと思うんですけども、どのような要件があるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）安満教育部長。

○教育部長（安満義尚）要件に関しましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、その詳細まではちょっと今、答弁できない状況でございます。

申し訳ございません。

○議長（窪 佳秀） 暫時、休憩いたします。

午前十時四十八分休憩に入る

午前十時五十八分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀） 先ほどの質問に対し、安満教育部長、答弁を求めます。安満教育部長。

○教育部長（安満義尚） 大変貴重なお時間をいただき、誠に申し訳ありませんでした。

それでは、二番、小笠原議員の御質問にお答え申し上げます。

条件につきましては、一般の方、特に資格等はございません。これにつきましては、保育士不足を補うという施策の一つということで捉えているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。

よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第九、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十八号 五條市大塔総合案内センター条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長 横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）ただいま上程されました議第五十八号、五條市大塔総合案内センター条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、五條市大塔総合案内センターの管理について、本条例の本則において、指定管理者が行うことと定めており、市が直営できる場合につきましては、条例附則において、指定管理者の指定を取り消した場合等、限定的となっております。

今回の条例改正では、市の管理権限を明確にすることを目的に、条例本則において市の直営としながら、指定管理者による管理を行わせることができるよう改正するため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるところでございます。

それでは、改正する内容につきまして御説明いたします。

次の二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、改正条例の本則でございますが、第三条では、指定管理者による管理を原則としている点を改め、市が直営管理を行うことについて、条例本則で妨げないように改正を行うものがございます。

次に、第五条第二項から第九条までは、管理主体を指定管理者から市に改めるものがございます。

次に、二十七ページ下段から二十八ページ上段の第十条では、指定管理者を管理主体として利用料金を定めている点を改め、利用料金を使用料等とし、管理主体、管理主体ごとの料金及びその納付先の別を表に区分して規定するよう、改正を行うものがございます。

次に、第十一条の二では、使用料の返還について規定を設けるものがございます。

次に、第十三条の二では、案内センターの管理を指定管理者に行わせる場合に、市長を指定管理者と、使用料を利用料金と読み替える規定を設けるものがございます。

次に、附則第四項から第六項を削ることにつきましては、この附則は、指定管理者の指定を取り消した場合等において、市が直営にて管理できるように定めたものであり、本改正によつて指定管理者による管理の原則を改めるため、不要となるものがございます。

次に、二十八ページ下段から二十九ページ上段の、別表では、施設使用料を改めるものがございます。

附則といたしまして、本改正条例の施行期日及び経過措置を定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第五十九号 五條市大塔山村体験実習センター条例の廃止について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長 横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）ただいま上程されました議第五十九号、五條市大塔山村体験実習センター条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

お手元の議案書、三十ページから三十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、民間手法による施設運営の効率化及びにぎわい創出をさらに促進するため、規制緩和を目的として、本条例を廃止するもので、地

方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則につきまして、本条例の施行期日を令和八年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）条例廃止案件二件続行で行われるわけでございますけれども、この条例を廃止した後の、いわゆる市の一般財源になろうかと思うんですけれども、その管理についての取決めというのはどういったところで、また、取決めを行うのか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

一般財産ということになりますので、普通財産の条例で管理することとなるという認識でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）全体的な施設を捉えて指定管理が外れて、そしてまた、その全体的な運営をサウンディング調査により実施されるというところなんですけれども、賃貸契約になるのか、その辺のことも今後含めてきちっと精査していかならんと思うんですけれども、それは今後、賃貸契約等のことについてもしつかり、五條市の財産でございますので、その取決めというような、今後の考え方について教えてもらえますかね。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

賃貸契約で管理していきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）貸して、賃貸で稼ごうというのは市にはないと思うんです。やはり、第一の目的は活性化につながっていかなくてはならな

いと思うんですけども、しっかりとその辺のことも含めて、今後の、ただ単に五條市の物件であるから使いなさいというよりも、もうちょっと活性化を目指した使い方というのでも取決めができればいいかなと思うんです。意見として言わせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十一、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十号 五條市大塔郷土館条例の廃止について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。横谷産業環境部長。

〔産業環境部長 横谷隆仁登壇〕

○産業環境部長（横谷隆仁）ただいま上程されました議第六十号、五條市大塔郷土館条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。お手元の議案書、三十二ページから三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、民間手法による施設運営の効率化及びにぎわい創出をさらに促進するため、規制緩和を目的として、本条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則につきまして、本条例の施行期日を令和八年四月一日としております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）この郷土資料館というのは、かやぶきの建物、そして横にある蔵みたいなようなものを含めて言うんですかね。その辺、御答弁いただけますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）十番、山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員、お述べのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）以前にはその蔵みたいな建物が教育委員会で管理して、郷土資料館でしたかな、大塔の過去のいろんな歴史的な資料がそこに入っておるかと思うんですけども、そういった、まあ言うたら、大塔の財産ですわね、そういったものを、これ、条例を廃止してどこで管理されるんですか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）お答え申し上げます。

教育委員会のほうと協議しながら、そちらのほう、管理して、引き継いで管理していただけるよう協議してまいりたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）かやぶきのほうはかまどがあつて、和室の部屋で使い勝手がいいと思うんですけども、横の蔵というのはもうこれ、別個のものとして考えていただいたほうがいいんじゃないかと思えます。早急にはその中の大切なものを移転する場所も決まっていなと思えますんでね、この郷土資料館いうのの一部か、その部分を外してしても、そっちのわらぶきの部分だけを利用していただくということに変えることは可能ですかね。また、そういう案を考えていらつしやいますかね。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

今後、検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）今の資料館の件ですけども、その中にはたくさん、言うてます大塔の資料というか、昔ながらの道具とか、いろいろ入っているかと思うんですけども、恐らくそれは以前に村民の方々が村のために展示をしてもいいですよっていう形で御寄附をいただいたのか、預かっているのかはちょっと分からないですけども、そういった形で今まで村及び市が管理してきたかと思えます。今のお話を聞いてお

りますと、条例廃止ということですね、この物品というか、その、物をですね、今後どのようにしていくのか、また、どつか動かすとかつていう、今、話もあつたかとは思いますが、例え以前に御寄附をいただいた方々に対してですね、何かお話をされるのか、こういった形で今後運用していきますとかつていう部分でお話をされるんですか、とか、されたんですか。そこをちよつとお伺いしたいんですけど。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）三番、中本議員の御質問にお答え申し上げます。

協議をしておりますけれども、自治連合会長とはお話しさせていただいてございます。今後、今御質問いただいた内容につきまして、協議、検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十二、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十一号 五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。馬場あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 馬場由美子登壇〕

○あんしん福祉部長（馬場由美子）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十一号、五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市立福祉センターに係る指定管理者の指定につきましては、去る十月二十八日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において、選定されました五條市立福祉センター指定管理者の候補者を地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は五條市立福祉センター、位置は五條市新町三丁目三番二号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は社会福祉法人 五條市社会福祉協議会、代表者は会長清水 勝、住所は奈良県五條市新町三丁目三番二号でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まででございます。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）この当センターの建てられた時期、建設時期を教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）建築年月日ですけれども、昭和五十五年一月一日となっております。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）耐震診断は行ったのですか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）耐震診断は行っておりません。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）昭和五十七年以降であればいいんですけども、以前でございますので、耐震診断をして使っていたただかないと、万が一の地震に備えての福祉活動ができなくなるような気がいたします。

そしてこの指定の期間でございますが、これ、一年となっておりますのは、ずっと、毎年一年でしたんかな。その辺も教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）山口議員の御質問にお答えいたします。

福祉センターにつきましては、これまで五年間でずっと指定管理をお願いしておりました。今回につきまして一年間とさせていただきますのは、この福祉センターの施設が昭和五十五年建築ということで、かなり古くなってきたので、この一年間でこれからの在り方について検討し、進めていきたいと思っておりますので、一年間としております。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）この応募されたのは何者来られたのか、御答弁お願いできますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）こちらにつきましては、一者、社会福祉法人五條市社会福祉協議会のみでございます。と言いますのは、非公募で、今回は一年間ということしておりますので、非公募で募集させていただいております。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）そしたら、指定管理料っていうのは幾らになっておりますでしょうか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）三番、中本議員の御質問にお答え申し上げます。

今回の指定管理料につきましては、三百九十五万円でございます。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）一年間で三百九十五万円という御答弁をいただきました。過去のその指定管理料、過去五年間をやられとった、指定管理をされておったということで、これを単純計算、一年で割りますと、どれぐらいの金額になられるのか、分かれば教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

令和三年から七年度までの五年間、こちらの指定管理料が一千八百三万円でございます。一年間にしますと、三百六十六万六千円でございます。

ます。

以上、答弁いたします。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）三番、中本賢二議員。

○三番（中本賢二）ありがとうございます。

三十五万円ほど上がっておるっていうことですけども、この上がった要因っていうのを教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）馬場あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（馬場由美子）お答え申し上げます。

今回上がりましたこの要因につきましては、光熱水費の高騰によるものが大きな原因と考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十三、議第六十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十二号 財産の取得について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。栗林都市整備部長。

〔都市整備部長 栗林利光登壇〕

○都市整備部長（栗林利光）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十二号、財産の取得につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は二見地区かわまちづくり計画に基づく整備事業の実施に向けて、五條市土地開発公社から用地を買い戻すことに当たり、地方自治法第九十六条第一項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

一、取得の目的は、二見地区かわまちづくり整備事業のためでございます。

二の財産の表示の所在地、地目、地積につきまして、所在地は五條市二見五丁目一一二番三、地目は雑種地、地積は七千四百八十四平米でございます。

三の取得予定額は、一億七千九百八十八万四千九百六十四円でございます。

四の取得の相手方は、奈良県五條市岡口一丁目三番一号、五條市土地開発公社 理事長 福塚勝彦でございます。
以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）この場所について詳しく教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）十番、山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

場所といたしましては、二見の花咲寮の川側でございます。旧の川端跡地でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）そしたら、今の道沿いにある川端線の盛土で作った、跡地ではなくて、花咲寮の横にある土地ということでしょうか。

これ、当初、JRですんかな、持ち主は。それ、幾らで買い求めましたかね。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）お答えいたします。

当初の取得価格、昭和六十一年に取得したものでございますが、七千四百二十二万七千八百八十一円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）昭和六十一年に七千四百万円余りで取得したと。今回、公社の土地のこれ、一億七千万円、一億円ほど上乗せになつとんで

すけれども、これはどういったことが原因ですか。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 御答弁いたします。毎年管理経費あるいは、その土地の基金の利息などを合わせたもの、あるいは事務費として三％、公社から上乗せをして、それを買戻しの価格に算定させていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） これ、土地の評価価格に比べたら、どういった差があるんか、その辺も教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） お答えいたします。

例えば路線価で算定をいたしますと、現時点での価格としますと、約三千六百四十二万八千円程度になるかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 買ったときの半分以下の値段の路線価であるという。当然のことながら、この平米数掛けた値段で間違いありませんよね、三千六百万円というのは、これ、一億、約八千万円、公社に市が支払って、いわゆる公社の赤字を少しでも負担を少なそうというお考えですか。その辺いかがですかね。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 御答弁いたします。

公社が先行取得として土地を買い付ける場合ですけれども、公社にはお金がございませんので市からの借入、いわゆる市民の方々の税金をお借りして、それで土地を買っていきます。その取得価格が七千四百万円と毎年その管理経費が入ったものがございますので、既に公社としては市民の方々の税金をお預かりしたものを使わさしていただいております。

今般、この価格をかわまちづくりの事業として事業化をして、この一億七千四百万円程度で買戻しをしていただいて、その部分の財源につきましては過疎債を充当してございますので、約三〇％の一般財源負担で市の負担としては済むという、そういう考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司） この事業をすることには決して悪くないし、その地元からの要望で、こういった事業を進めていかならんというのは理解させていただいておりますけれども、この公社に一億八千万円近くのお金を支払って、路線価では三千六百万円しかないという部分がちよつとそれ、安くならないんですか。それ、公社が実際にそれを五條市から払うわけでしょう。払わないの。払いますやろう、この価格決めてあるんやから、一旦公社の土地に支払うことになりますやん。そのお金、いろんな事務費がかかっておるにしても、この路線価から見たらもうとんでもない金額と思うんですけれども、その辺り、ちよつと説明、納得のいくような説明していただけますかね。

○議長（窪 佳秀） 戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲） 御答弁いたします。

まず、取得価格が七千四百十二万七千円というところで、議員、お述べのとおり、例えば今の路線価から算定すると、三千六百万円というところで、約倍以上になっておりますけれども、取得したときのこの金額というのはいま、その時点で公社が市から借入をして、もう相手方にお支払いしてございます。その分はもう既に市民の方々の税金を使って買付けをしておるといふこと。経費につきましても、約一億円程度でございますけれども、毎年、この管理する経費については、全て公社が市から借入をして市民の方々の税金を使わさしていただいております。

ですので、金額といたしますと、一億七千四百万円と、議員、お述べのとおり高うございますが、この金額につきましては、もう既に市民の方々のお金を借受けをしてお支払いをしておりますので、市から買戻しをして、その財源に過疎対策特別事業債等を充てていきたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 山口耕司議員。

○十番（山口耕司） 分かりました。塩漬けになった公社の土地、たくさんございます。そういった観点からも含めて、早く塩漬けの土地を売却するなり、手だてをしないと、幾らでもお金がかかるというのはいくらも分かりましたんで、公社の土地に対してもしっかりと管理を進めていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十四、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十三号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。戸野総務部長。

〔総務部長 戸野 哲登壇〕

○総務部長（戸野 哲）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十三号、令和七年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市一般会計補正予算（第五号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、その総額に、十四億八千十三万四千円を追加し、総額で二百二十一億一千六百二十五千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

十一ページを御覧いただきたいと存じます。

総務費、総務管理費、（仮称）五條市民交流施設整備事業費の三億一千三十七万四千円でございますが、事業用地購入費等として、所要の額を計上するものでございます。

次に、デジタル推進費の一千五十三万一千円のうち、ネットワーク環境整備業務委託料の六百三十万五千円でございますが、西吉野支所庁舎移転に係るネットワーク環境整備費として、所要の額を計上するものでございます。

次に、市庁舎、庁内携帯電話電波改善業務委託料の四百二十二万六千円でございますが、本庁舎内の携帯電話電波を改善するための整備費として、所要の額を計上するものでございます。

次に、交通対策推進費の一千五百一十二万二千円でございますが、五條バスセンター移転に伴う仮設バス停留所設置工事費として、所要の額を計上するものでございます。

次に、基金費の三億五千六百万円のうち、減債基金積立金三億円及び子ども支援基金積立金五千万円でございますが、地方財政法第七条に

基づき、前年度剰余金の一部を積み立てるものがございます。

次に、基金利息等積立金六百万円でございますが、基金の運用利益を積み立てるため、所要の額を計上するものがございます。

次に、西吉野支所費の四千九百五十万円でございますが、西吉野支所庁舎移転に係る施設改修工事費として、所要の額を計上するものがございます。

次に、民生費、社会福祉費、障害福祉費の九百七十二万四千円のうち委託料百三十万円でございますが、福祉タクシー基本料助成委託料を追加するものがございます。

次に、扶助費の五百九十三万五千円でございますが、障害者自立支援医療（更生医療）事業費扶助を追加するものがございます。

十二ページを御覧いただきたいと存じます。

償還金利子及び割引料の二百四十八万九千円でございますが、事業の精算に伴う国庫等返還金として、所要の額を計上するものがございます。

次に、生活困窮者自立支援推進費の二百四十四万四千円でございますが、事業の精算に伴う国庫返還金として、所要の額を計上するものがございます。

次に、老人福祉費の三百二十万一千円でございますが、事業の内容変更に伴う財産処分国庫返還金として、所要の額を計上するものがございます。

次に、児童福祉費、子ども福祉医療費の七十万一千円でございますが、事業の精算に伴う県費返還金として、所要の額を計上するものがございます。

十三ページを御覧いただきたいと存じます。

生活保護費の九百八万六千円でございますが、事業の精算に伴う国庫返還金として、所要の額を計上するものがございます。

次に、土木費、土木管理費、土木総務費の一千三百四十九万六千円でございますが、急傾斜地崩壊防止事業負担金の追加として、所要の額を計上するものがございます。

次に、都市計画費、JR五条駅周辺整備事業費の六億九千三百七十三万五千円でございますが、バスターミナル用地及び駅前駐車場用地購入費として、所要の額を計上するものがございます。

十四ページを御覧いただきたいと存じます。

消防費の災害対策費三百五十七万五千円でございますが、Jアラート受信機の更新業務委託料として、所要の額を計上するものでございます。

次に、教育費、社会教育費、中央公民館費の四十六万円でございますが、主催講座回数増加等による指定管理料の追加として、所要の額を計上するものでございます。

十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、文化財費、五條文化博物館費の百五十五万三千円でございますが、施設電気使用量の積算見直しによる指定管理料の追加として、所要の額を計上するものでございます。

次に、予備費の九十四万二千円でございますが、産業振興費に充用した予備費を充当するため、所要の額を計上するものでございます。歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

七ページの、歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

国庫支出金において、二千二十八万八千円を、県支出金において、百四十八万三千円を、財産収入において、六百二十八万八千円を、繰入金において、三万九千円を、繰越金において三億八千九百九十三万五千円を、諸収入において、三百二十万一千円を、市債において、十億六千六百九十万円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

なお、国庫支出金のうち、令和七年五月二十七日に限度額通知がありました、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、交通対策推進費及び学校給食センター費に充当し、財源更正を行っております。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明を申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

はじめに、繰越明許費の追加でございます。

議会費の公用車購入事業の四百七十三万九千円でございますが、議会公用車受注受付が年度内の再開を見込めないため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、総務費、総務管理費の(仮称)市民交流施設整備事業の五億九千二百九十六万四千円でございますが、開発区域の変更により設計業務に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、西吉野支所庁舎移転ネットワーク整備事業の六百三十万五千円でございますが、施設改修工事との調整が必要となるため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、仮設バス停留所設置工事の一千五百十一万二千円でございますが、五條バスセンター移転に伴う仮設バス停留所設置工事について、適正な工期を確保するため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、西吉野支所庁舎移転施設改修事業の四千九百五十万円でございますが、施設改修工事について、適正な工期を確保するため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、衛生費、保健衛生費の健康管理システム改修業務の六百十萬五千円でございますが、国の標準化移行に係るシステム開発作業に遅延が生じたため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、消防費の防災倉庫整備事業の二千三百三十八万六千円でございますが、事業用地の確定に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、繰越明許費の変更でございます。

土木費、都市計画費のJR五條駅周辺整備事業について、JR五條駅前バスターミナル用地購入に係る手続に不測の日数を要するため、一億九千四百三十五万一千円から八億八千八百八万六千円に変更し、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正について、御説明申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

債務負担行為の追加でございます。

五條市立福祉センター指定管理料でございますが、本年度末をもって指定管理期間が終了するため、本年度中に基本協定の締結を行うため、債務負担行為を追加するものでございます。期間を令和七年度から八年度とし、限度額は三百九十五万円でございます。

次に、五條市障害者計画・障害福祉計画・障がい児福祉計画策定業務でございますが、令和八年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から八年度とし、限度額は七百二十五万円でございます。

次に、養護老人ホーム花咲寮給食業務でございますが、令和八年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から八年度とし、限度額は四千三百四十万円でございます。

次に、五條市保健福祉センター施設改修工事でございますが、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から令

和八年度とし、限度額は一億一千六百万円でございます。

次に、土木技術補助業務でございますが、令和八年四月から委託を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から八年度とし、限度額は三千七百二十万円でございます。

次に、スクールバス運行管理業務でございますが、令和八年四月から委託を行うために、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から八年度とし、限度額は一億二千七十万円でございます。

次に、小学校トイレ改修工事でございますが、夏休み期間中に工事を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から八年度とし、限度額は三千六百万円でございます。

次に、ICT支援業務でございますが、令和八年四月から委託を行うために、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から十年度とし、限度額は三千五百三十万円でございます。

次に、学校給食センター食缶洗浄機購入でございますが、夏休み期間中に機器の入替作業を行うため、本年度中に契約行為に着手するものでございます。期間を令和七年度から八年度とし、限度額は三千三百三十万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。（「十一番」の声あり）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）このデジタル推進費、総務費の十番ですけれども、この庁舎内の携帯電話、以前から言われとんやけれども、これはルーターを議長室にやとかやったら付いとんやけど、そういうルーターの範囲ですんか、それともアンテナの向きの変更してもらおうとかというのもあるんやけど、その辺り、どうですやろ、教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）十一番、吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

こちら、庁舎内携帯電話改善業務委託料でございますけれども、本庁舎一階、二階のアンテナを増設するように検討してございます。屋内アンテナとしまして一階でございますと十六基、二階には八基を増設して、携帯電話の電波状況を改善するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）多分、この四角いルーターやと思うんやけれども、いや、うちも付いとんやけどな、家の中、悪いよつてに。これよりもこのアンテナをね、位置を変えてもらうとかね、そういうふうな方向で行ったほうが、ルーターでドコモから無償で貸してくれて、電気代だけなんやけれども、そのアンテナをどないか位置をちよつとずらすだけで行けるみたいなんやけれども、その辺り、どうですやろう。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁いたします。

まず、庁舎内の電波状況でございますけれども、調査をさしていただきまして、まず、NTTドコモについては無償で、議員、お述べのレピーターとか、複数増設する予定をしておりますので、こちらの予算額には入ってございません。

この中で、金額として四百二十二万六千円の部分につきましては、ソフトバンクのアンテナの増設、先ほど申しました一階、二階合わせて二十四個の増設ということで、こちらも業者立会いの下、調査をさせていただいたんですけれども、この屋内のアンテナを設置するほかには、電波状況を現在から改善するには至らないというところで、今回、この予算を計上させていただいております。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）それでは、十三番の基金費ですけれども、これの基金の利息等の積立追加であるんやけれども、その運用方法は、ただ銀行とか農協とか、そういう金融機関に預け入れるだけですか。ほかの運用方法は考えてませんか。

○議長（窪 佳秀）戸野総務部長。

○総務部長（戸野 哲）御答弁させていただきます。

現時点では金融機関等への預け入れをしている次第でございます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）その辺りもちよつといろいろと研究していただいてやっていただきたいと思っております。

そして、七款の土木費ですんやけれども、この急傾斜の崩壊防止ですんやけれども、これは県か何かのやつ負担金ですか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）十一番、吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

県の事業で前倒し予算についての負担金となります。

以上、答弁といたします。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）その場所を教えてくださいいただけますか。

○議長（窪 佳秀）栗林都市整備部長。

○都市整備部長（栗林利光）お答えいたします。

大塔町辻堂でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番、吉田雅範議員。

○十一番（吉田雅範）ありがとうございます。

続いて、消防費のところですけれども、Ｊアラートの更新業務委託ですんやけれども、これに対しては何ら問題ないんやけれども、市民の方から、今ちよつとあちこちで熊が出るとあるということを、もう少し詳しく、見た時点でＪアラートで防災無線でやってほしいということを言われるんやけれども、その辺りは今後、どうしていただけますか。

○議長（窪 佳秀）横谷産業環境部長。

○産業環境部長（横谷隆仁）御答弁申し上げます。

関係機関と協議して、分かりやすく発信できるように努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第十五、議第六十四号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第六十四号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。馬場あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 馬場由美子登壇〕

○あんしん福祉部長（馬場由美子）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十四号、令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ、二百七十八万五千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ四十二億四千三百三十二万二千円とするものでございます。

それでは、四ページの歳出予算から御説明申し上げます。

六款 諸支出金、一項 償還金及び還付加算金、三目 償還金二百七十八万五千円でございますが、令和六年度五條市介護保険特別会計の精算によります、介護給付費の国庫等への返還金でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページを御覧いただきたいと思えます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

繰越金において、二百七十八万五千円を追加いたしましたして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（窪 佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十六日から二十三日までを休会とし、次回、二十四日午前十時に再開して議案審議を行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後零時一分散会